

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

(提出理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、本市もこれに準じ、市議会議員及び市長の選挙における自動車の使用等に係る公費負担の額を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。